

事務名	墓地等の建設等計画への意見に係る隣接住民等との協議結果の報告
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 18 条第 2 項

申請予定者は、規則で定めるところにより、前項の規定による指導に基づき実施した隣接住民等との協議の結果を知事に報告しなければならない。